

平成27年1月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年1月27日(火)

午後3時00分 開 会 午後4時08分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

委員長	松 尾 順 子
委 員	八 角 憲 男
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	大八木 鷹 次
委 員	石 川 善 昭

4 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事(生涯学習課長事務取扱)	石橋多加士
教育総務課長	宮内 伸光	学校教育課長	永綱 英行
スポーツ振興課長	春山 敏郎	学校教育課課長補佐	向後 陽子
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	梅澤 幹直	学校給食センター所長	森 啓充
生涯学習課課長補佐	間山 文代	市民センター所長	鈴木由美子
公正図書館長	林 宏美	青少年文化会館長	高森 良文
体育館長	飯笹 博充	銚子高等学校事務長	大塚 明
教育総務課指導主事	平山 公治	教育総務課指導主事	本田 拓二

5 議題等

- 議案第1号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部改正)
- 議案第2号 平成26年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求について
- 議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例制定について
- 議案第4号 銚子市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について
- 議案第5号 幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成27年1月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

12月22日に開催いたしました平成26年12月教育委員会定例会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

【委員長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をしていただきます。

では、教育長からお願いします。

【教育長】

前回の教育委員会定例会以降の報告をさせていただきます。お手元にお配りした資料に沿ってご説明いたします。

まず、1点目ですが、1月6日、長年本市の学校薬剤師としてご尽力いただきました故 美呂津篤氏の死亡叙位叙勲の伝達式を市長室で実施いたしました。

2点目ですが、1月8日、常灯寺の初薬師御開帳に出席してまいりました。私も初めて薬師を見させていただきましたが、大変素晴らしいもので、本市にもこのような大変素晴らしいものがあるのだなと改めて実感いたしました。是非、機会があれば子どもたちにも見せたいと考えております。

3点目ですが、1月11日、青木半治杯第66回中学校対抗銚子半島一周駅伝大会が開催されました。82チーム参加し、優勝が我孫子市立白山中学校でございました。市内の多くの小中学校の教員、市職員に尽力いただきました。

4点目ですが、1月14日、平成26年度末の人事に関わる校長面接を市内の小中学校校長を対象に実施いたしました。校長からの人事のヒアリングでございます。

5点目ですが、1月15日、県教職員課の人事ヒアリングに出席してまいりました。これは市立銚子高等学校の職員の人事についてでございます。本市の市立高等学校の職員につきましては、県の職員との交流が全てでございます。そういう意味で県の教育委員会にお願いしてまいりました。

6点目ですが、1月16日、教育委員会委員協議会を新中学校再編方針について実施いたしました。

7点目ですが、同日1月16日、千葉科学大学への回答及び要請ということで、私と学校教育課長と指導室長が、千葉科学大学に行って、危機管理学部の坂本部長に話をしてまいりました。内容についてですが、お手元の資料の別紙1から3をご覧ください

さい。昨年(2019年)の11月11日に千葉科学大学の赤木学長、危機管理部長、学務部長の3名により本市の市長室におきまして、越川市長、松尾委員長、教育部長、私同席のもとに、現在、千葉科学大の安藤教授を中心としての市の小中学生を対象にジオパークふるさと学習と称しまして、地層等の実地での授業等をしていただいております。これについての学長さんからの要請でございます。別紙1の中ほどをご覧ください。「2年前にジオパークが認定されて以来、銚子ジオパークを含めて、地域の誇るべき資産を地元で育つ次の世代に伝えて、ふるさと銚子を愛する心を育むことが大切であると機会あるごとにお話しをさせていただいております。市内の小中学校におけるジオパークの教育は、これまで本学教員が積極的に推進してきましたが、本来このことを実施するのは、市であり、教育委員会であると考えます。」この内容に沿いまして、かつ、学長さん自ら本市にお出でになり、要請をしたということを、教育委員会として重く受け止めまして、教育委員会としても次の1・2・3について十分協議をいたしました。要請の内容の1・2・3ですが、1としまして、小中学校におけるジオパーク教育に必要な教材作成には協力いたします。2小中学校の先生方に対するジオパークについての指導には協力いたします。3その他ジオガイドの養成については、今までどおり協力いたします。最後に、なお、大学が教育研究機関であることを踏まえて、今後とも銚子市並びに銚子市教育委員会との教育関係を今まで以上に深化させていきたい云々でございます。今まで、特定の教授により子どもたちに直接指導してまいりましたが、その文言はこの1・2・3には含まれておりません。

それを受けまして、別紙2をご覧ください。1月16日に学長さん宛てに要請について、改めて大学からの要請についての回答としてお願いしてまいりました。1としまして、児童生徒のジオパーク学習については、小中学校教員が指導者となり、必要に応じてジオパーク推進市民の会などの協力を得ながら、今後も一層推進していきます。2野外活動などは市が主体性を持ち、市バス等を活用し実施していきます。大きな違いは、先程申しましたとおり、ジオパーク学習の指導者については、今まで科学大の教授にお願いしてきたところですが、平成27年度からは、市内の小中学校の教員が指導者となって子どもたちを指導していく。さらに、移動については、科学大のバス等を利用させていただいておりましたが、平成27年度からは、教育委員会が主体性を持ち、市バス等を活用して、実施をしていくということでございます。なお、次の1・2です。1小中学校教員のジオパークの専門性を高めるため、教育委員会が開催する教員研修等における講師の派遣について、ご配慮願います。2これまでジオパーク学習で培われた教材や資料等について、引き続きご提供いただけますようお願いいたします。子どもたちを指導する教員の専門性を高めるための指導については、今までどおり大学の先生方をお願いしたいと。また、資料提供についてもお願いをしたいと過日お願いをしてまいりました。今年度までと次年度の取り組みは大分違いますが、このような形で、教育委員会が主体性を持ち、ふるさと学習として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

別紙3でございます。併せて、新たに教育委員会としまして科学大の学長さんに要

請をしましてまいりました。内容については、中学校2年生のキャリア教育の一環として、大学の見学を実施させていただきたいということでございます。これについては、大学から受入れを承諾していただきました。ただ、大学までの学校からのバス等については今後検討していきたいと考えております。これが、1月16日の千葉科学大学と教育委員会とのやり取りの内容でございます。

8点目ですが、1月18日、銚子市消防出初式に参加してまいりました。

9点目ですが、1月19日、平成26年度文部科学大臣優秀教職員表彰式が東京で開催され、本市から、高神小学校の佐野圭美教諭が受賞いたしました。これは教育委員会では同席しませんでしたでしたが、本人と学校長が出席してまいりました。

10点目ですが、1月21日から23日まで、明神小・片品村交歓会としまして、冬場が、明神小から片品村へ行くということで、学校教育課から指導主事が同行いたしました。来年度が、50周年に当たるということになります。

11点目ですが、1月22日、県の北総教育事務所長人事面接（第一次）が行われました。これは次年度の人事に関わり、北総教育事務所長と校長との面接でございます。市教育委員会が同席となります。

12点目ですが、1月26日、第61回文化財防火デーとしまして、防火訓練を海上八幡宮で開催いたしました。部長、参事以下4名が出席いたしました。

13点目ですが、本日1月27日、市内定例校長会が春日小学校で開催され、今年度の取り組み、また、次年度についての概略等を説明してまいりました。

生涯学習課からですが、別紙4のとおり、1月11日の成人式の実施報告についてでございます。新成人の対象者が678名、出席者が549名でございました。

教育部からです。平成27年度教育費予算額の内示についてでございます。お手元の別紙5をご覧ください。これの概略については、担当課から簡単に説明させていただきます。

【教育総務課】

それでは、「平成27年度教育費要求額・内示額比較表」について、ご説明いたします。

予算要求額と内示額の比較ですが、これは、12月教育委員会定例会で議決していただきました平成27年度銚子市一般会計（教育費）予算の要求額と、1月19日に財政当局から内示があった金額とで、大幅に増減のあった主なものを表にして示したものであります。具体的な内容については、各担当課長から説明させていただきます。

それでは最初に、教育総務課所管分につきまして、ご説明いたします。1ページをご覧ください。

その他事務局経費のうち高所作業関係経費は、樹木の伐採など、高所作業を職員が行えるよう高所作業車運転技能教習代及び高所作業車の借上料等46万円を要求に対し、内示額は0円でございます。今後の対応としましては、必要の都度、財政当局と協議し、業務委託により対応したいと考えております。

育英資金関係経費のうち育英資金預託金は、入学準備金利子補給に係る金融機関へ

の預託金で、1,400万円の要求に対し、内示額は1,000万円でした。預託する金融機関にお話をさせていただき、予算の範囲内で対応したいと考えております。

次の3事業、施設管理経費のうち工事請負費について、小学校については2,989万1千円の要求で、その主なものは双葉小の特定天井撤去工事、船木小及び猿田小雨漏り改修工事でしたが、内示額は720万4千円で、これは双葉小の特定天井撤去工事に対するものです。中学校については1,302万7千円の要求で、その主なものは六中の雨漏り改修工事、三中の北側フェンス改修工事等でしたが、内示額は75万5千円で、これは五中の雨水排水管の改修工事に対するものです。幼稚園については876万1千円の要求で、豊里幼稚園の屋根防水改修工事及びその他改修工事でしたが、内示額は20万円で、その他改修工事に対するものでした。予算として認められなかったものについては、それぞれ必要の都度、財政当局と協議し、平成27年度の補正予算等で対応したいと考えております。

教育総務課所管分については以上です。

【学校教育課】

続きまして、学校教育課所管分について、ご説明いたします。

始めに、小学校保健関係経費ですが、当初予算要求からプール薬品代等が、51万6千円の減額となっております。これについては、現在、今年度分の残がありますので、それを使用し、また、歯科衛生ポスターコンクールの参加賞については、配当予算枠内で対応します。

続きまして、小中学校の特別支援補助員につきましては、小学校で17名を要望しましたが11名に、中学校で5名を要望しましたが4名になったものです。これについては、支援を要する児童生徒の捉え方が、必要校数分ということでこの数字となったもので、結果的に本年度と同数となっております。

小学校及び中学校の110番通報装置交換工事につきましては、今設置しております機種が平成20年に製造販売が終了し、今年の7月末をもってメーカー保守期限も終了するというので、交換をお願いしたところですが、まだ使用することはできないということで、バッテリー等の交換で対応するという結論となりました。

中学校の要保護・準要保護生徒就学援助経費については、クラブ活動費を要望しましたが見送りとなったものです。

幼稚園の特別支援補助員については、4名を要望しましたが、任期付職員を配置するというので、内示額は0円となっております。

学校教育課所管分は以上です。

【生涯学習課】

生涯学習課所管分について、ご説明いたします。

その他社会教育関係経費のうち青少年育成銚子市民会議補助金は、13万円の要求に対し、7万6千円の内示でした。同市民会議の活動につきましては、市の財政事情を考慮しまして、来年度中に休止を含め、あり方を検討してまいります。

次に、文化資産活用経費は、213万6千円の要求に対し、3万円の内示でした。これは、千葉県自治総合センターの補助金を活用して、屏風ヶ浦の景勝に関してシンポジウムの開催を見込んでおりましたが、同センターからの事業の申請が不採択となりましたので、予算計上を見送ったものでございます。

生涯学習課所管分の説明は以上です。

【スポーツ振興課】

スポーツ振興課所管分についてご説明します。

その他保健体育総務関係経費要求額465万2千円に対し、497万2千円の内示額でございました。これは、黒潮野球教室については、従前と同様に協賛金を財源に開催することとされ、35万円の減額と、特定行政課題アドバイザーの報酬を日額1万8千円から2万2千円に引き上げるための67万2千円の増額によるものです。

野球場関係経費要求額1, 298万9千円に対し、169万5千円の内示額でございました。これは、野球場管理棟屋根防水改修工事について見送られたためです。

体育館管理運営経費要求額2, 447万6千円に対し、627万4千円の内示額でございました。これは、体育館屋根防水改修工事と体育館高天井LED照明設置工事が見送られたためです。

以上でございます。

【小児言語指導センター所長】

小児言語指導センター管理運営費のうち、草刈、庭木剪定に係る業務委託料について説明いたします。要求額1万円に対し、内示額は0円でございました。これについては、職員の作業で対応することといたします。

小児言語指導センターについては以上です。

【市民センター所長】

市民センター所管分について、ご説明いたします。

市民センター管理運営経費のうち、市民センターに係る工事として、屋上防水シート張替修繕工事と和室及びスタジオエアコン改修工事の2本を要求しましたが、今回、直接、利用者に関係するエアコン改修工事費のみ内示がありました。

屋上防水シート張替修繕工事については、来年度も引き続き要求する予定であります。

市民センター所管分は以上です。

【公正図書館長】

公正図書館所管分について、ご説明いたします。

図書館管理運営経費のうち非常照明バッテリー交換修繕は、毎年数箇所ずつ交換修繕を行ってきましたが、財政課から27年度は一旦見送り、修繕箇所を再度精査して28年度に一括要求するようにとの指示があったことから、28年度に内容を精査して要求する予定です。

次の屋外キュービクル外箱修繕は、財政課から職員で対応することと指示があり、こちらは職員がペンキ等を塗って対応する予定です。

ダムウェーター、避難はしごの修繕は、予算要求しましたが、内示額が0円でしたので、来年度再度要求する予定です。

公正図書館所管分は以上です。

【青少年文化会館長】

青少年文化会館所管分についてご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

青少年文化会館管理運営経費で、2,300万9千円を要求していましたが、内示額は、80万5千円少ない2,220万4千円です。少ない理由として、単年度限りの特殊経費については、冷暖房用の事務室前冷温水管取替修理90万円を予算要求しましたが、内示額が18万6千円であり、配管取替修理ではなく、部分修理により対応するよう指示がありました。

青少年文化会館所管分は以上です。

【市立銚子高校事務長】

続きまして、銚子高校所管分についてご説明いたします。

予算要求額は全体で5,404万円で、内示額は5,163万1千円でした。差額240万9千円のうち、主なものといたしまして、特殊経費で要求したPFI事業者によるグラウンド整備に必要なグリーンダスト購入代で218万7千円です。これについては、来年度の補正予算の要求での対応を考えております。また、別途調整経費で要求した来年度更新予定の校務教育用PC保守業務委託料が若干の減となり、かつ、13節の委託料で要求したものが、14節の賃借料と合算した形での査定となりました。これについては、今後、総務課の契約担当などと協議しながら対応を考えていきます。それ以外の差額については、課内で対応したいと思います。

銚子高校所管分の説明は以上です。

【教育長】

以上で報告事項を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。

今の内示額等に対する質疑はどういたしますか。

【教育長】

報告事項で質問事項があればどうぞ。

【八角委員】

学校教育課の2段目ですが、小学校教育支援補助員配置経費、差額に対する今後の対応、必要校数分のため見送りということなのですが、17人から11人になったこの6人分の額は、かなり厳しい状態での展開ともなるのですか。今年と同じ校数ということですが。

【学校教育課】

支援補助員ですので、学校としては人がいた方が非常に子どもに対する支援が拡充できるということがございます。そこで、学校からあがってきた要望を学校教育課な

りに1つの基準を作って財政課に17名ということで提示いたしましたが、財政当局としての基準との見解と申しますか、そこまで付けるのは財政上難しいということで、数字の切り方によって財政当局としてはこの校数分を配置することで足りているという結果となりました。

【委員長】

昨年度の学校訪問の際もやはり支援が必要だと要望があったと私は受け取ったのですが、このところは実際、学校教育課の中では厳しい、どうしても増やしたいという実態が起きた場合にまた財政課と相談するということはできるのですか。

【学校教育課】

今後の方向性として、新年度スタートして厳しい実態があった場合は、6月の補正予算等で予算要求をして、場合によっては9月から配置ということもできない訳ではないと思います。

【委員長】

ありがとうございました。

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【委員長】

特に無いようですので、それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、大八木委員、石川委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

【委員長】

続きまして、日程第3 議案第1号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第1号「代決処分の承認を求めることについて（銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部改正）」提案理由をご説明いたします。

11月の教育委員会定例会で、市立銚子高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、所要の改正をしようとする条例の一部改正について、ご承認いただきました。市議会においても可決いただいておりますが、その条例改正に伴って、教育委員会規則についても一部改正が必要となりました。県の規則改正案の内容を確認するにあたり、時間を要し、また、時間的余裕が無かったため、11月の教育委員会にご報告することができませんでしたので、代決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、改正の内容について、ご説明します。

第1条関係ですが、銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則において、勤勉手当の年間の支給割合を現行の1.35月分から、平成26年度については、1.65月分、第2条関係で、平成27年度以降については、1.50月分に改めることとしたものであります。この規則は、公布の日から施行することとし、第2条の規定については、平成27年4月1日から施行するものであります。

内容は、以上のとおりでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

1.35月分から1.65月分に上がることに関しては、11月28日付けとなっているので、12月の期末手当からということで、次の1.50月分については、4月1日からという理解ということによろしいでしょうか。

【学校教育課長】

そのとおりで、第1条に関しましては、昨年の12月の期末勤勉手当にあてはまり、第2条については、平成27年4月1日からということです。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【委員長】

日程第4から6として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定をさせていただきます。

【委員長】

それでは、日程第4 議案第2号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

それでは、議案第2号「平成26年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について」ご説明いたします。

別添の資料をご覧ください。

平成27年度3月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものでございます。これは、財政当局と協議した結果、このような内容となったものでございます。

全体としましては、平成26年度銚子市一般会計教育費補正予算として、歳入として3事業、合計マイナス2億2,932万9千円、2ページの歳出として12事業、合計マイナス6億5,645万6千円の要求と、3ページの繰越明許費として1事業1億2,645万7千円を設定しようとするものでございます。

各々の予算要求の具体的な内容については、担当課長から説明させていただきます。

それでは、このうち教育総務課所管分につきまして、ご説明いたします。

まず、歳入の減額補正です。資料の1ページをご覧ください。1行目と2行目の国庫補助金は、学校施設環境改善交付金で、後ほどご説明いたします小・中学校の耐震補強工事の経費の減額に併せて減額補正要求をしようとするものでございます。

次に、歳出の減額補正です。2ページをご覧ください。1行目、教育財産管理経費は、旧銚子市学校給食センター第二共同調理場擁壁新設工事等の契約差金が生じたため減額補正要求をしようとするものです。小学校及び中学校耐震改修経費は、耐震補強工事の設計内容の精査による減額及び契約差金が生じたため減額補正要求をしようとするものです。遠距離通学費補助事業経費は、旧第八中学校区の生徒に対する遠距離通学費補助金の不用額を減額補正要求をしようとするものです。高等学校施設管理経費は、銚子高等学校グラウンド改良整備工事の契約差金が生じたため減額補正要求

をしようとするものです。

次に、3ページをご覧ください。繰越明許費については、平成26年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用できるもので、入札不調により工事に着手できなかった小学校2校分の耐震改修経費1億2,645万7千円を設定しようとするものです。

教育総務課所管分は以上です。

【学校教育課長】

続きまして、学校教育課所管分について、ご説明いたします。

始めに、歳出についてご説明いたします。2ページをご覧ください。学校教育課分は、合計1,017万8千円の減額補正でございます。小学校の要保護・準要保護児童の就学援助経費55万円と、中学校の要保護・準要保護生徒の就学援助経費63万円でございます。この事業は、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市が学用品や医療費などの必要な援助をするものですが、当初予算よりも減となる見込みのためそれぞれ減額補正をしようとするものでございます。次に、私立幼稚園関係経費829万8千円でございます。この事業は、市が、私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、家庭の経済状況に応じて保護者負担の軽減を図るとともに、保護者負担の格差是正を目的に、入園料・保育料の補助を行うものでございます。今年度は、要綱の改正により対象者が増える見込んでおりましたが、実際には申請者数が当初の見込みより少なかったため、減額補正をしようとするものでございます。財源内訳としましては、特定財源として国からの補助金が701万2千円、一般財源が128万6千円の減額でございます。次に、学校保健関係経費70万円でございます。これは、幼稚園、小・中学校、市立高等学校の教職員の定期健康診断等に係る検査委託料について、人間ドックの受診者が多かったことにより、委託料の支出が少なくなったため、減額補正をしようとするものでございます。

次に、歳入でございます。1ページをご覧ください。先ほど、歳出の私立幼稚園関係経費の中で説明いたしましたが、私立幼稚園の就園奨励費補助金の申請者数が、当初の見込みより少なかったため特定財源として国からの補助金が減となる見込みですので、701万2千円の減額補正をしようとするものでございます。以上です。

【スポーツ振興課長】

それでは、スポーツ振興課所管分について、ご説明いたします。

歳出の表、スポーツ振興課の欄でございます。スポーツコミュニティセンター関係経費1,453万7千円の減額補正は、スポーツコミュニティセンターの屋根改修工事について、契約により生じた差額を減額しようとするものでございます。以上でございます。

【学校給食センター所長】

学校給食センター所管分について、ご説明いたします。

小学校要保護・準要保護児童就学援助経費の扶助費については47万円、中学校要保護・準要保護生徒就学援助経費の扶助費については80万円の合計127万円の不

用額が生じる見込みですので、これについて、減額補正を行おうとするものでございます。なお、扶助費とは学校給食費のことで、財源はすべて一般財源でございます。以上です。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

3 ページ繰越明許費、教育総務課の小学校耐震改修経費が入札不調ということですが、27年度に回すという解釈で、今後の見通しとして、また不調になるのではないかなどお聞きしたいのですが。

【教育総務課長】

今年度、豊里小学校と清水小学校の2校について、体育館の耐震補強を冬休みを中心に実施するため10月下旬に入札を行った結果、不調に終わってしまいました。もう一度年度内に入札する方法も検討しましたが、工期がかなり長く、豊里小学校が120日、清水小学校が150日ということで、もう一度内容を見直しして入札するには、3月中の完成には間に合わないということで、27年度に繰り越しをするという結論になりました。なお、27年度は学校側と協議して、冬休みに工事を実施するのではなく、夏休みに工事をする方向で早めに入札をかけて対応したいと考えております。

【鈴木委員】

それであれば大丈夫そうですか。

【教育総務課長】

工事の実施時期等を工夫して何とか27年度中には完成させたいと考えております。

【鈴木委員】

なぜ入札不調になったのでしょうか。

【教育総務課長】

部材の金額の高騰などがあつたと伺っています。

【委員長】

教育総務課分ですが、小学校耐震改修経費と中学校耐震改修経費について、減額及び契約差金が生じたためとありますが、これは予定どおり耐震補強工事は実行できるということによろしいでしょうか。ただ契約の差金が生じたという理解でよいでしょうか。

【教育総務課長】

この小中学校耐震改修経費については、繰り越しする小学校2校の耐震改修経費を除いて、全て契約が済みまして、今年度内には完成する予定です。

【委員長】

学校教育課の学校保健関係経費ですが、人間ドック受診者が多くなると委託料が減るといふというのが理解できないのですが。

【学校教育課長】

委託をして、学校一斉の健康診断で行うのですが、個人で人間ドックを行うという人は一斉の健康診断を受診しないので、当然人数が減るということです。

【委員長】

先生方は実費で人間ドックを受けるということですか。

【学校教育課長】

人間ドックは実費で受けますが、それに対する補助が、市では無いですが、互助会等からの補助がありますので、個人の健康でするので個人で受けるということです。

【委員長】

学校給食センターですが、経済的理由により就学困難な小中学校の生徒数が減ったということですか。

【学校教育課長】

これは、学校教育課の要保護・準要保護の減額と同じで、この数につきましては、毎年増加傾向で、経済的な理由で学校と保護者に対する周知も努めておりますので、かなりの数で増えております。それを見越して予算を計上しておりますので、結果として予算で見込んだ人数ほどは増加しなかったということです。数は増えております。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第5 議案第3号と第4号の2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

議案第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整

理等に関する条例制定について」及び議案第4号「銚子市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について」関連がありますので、一括してご説明いたします。

両議案は、共に、今般の「教育委員会制度改革」に伴うものでありますので、議案説明の前に、制度改革の概要について、ご説明したいと思います。

「教育委員会制度改革」は、具体的には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によるもので、平成27年4月1日から施行されます。その内容については、議案と共に配布したA4両面の資料「教育委員会制度改革の概要」をご覧ください。

改革の主な項目としては、1から4までの4項目であり、5として経過措置の内容を記載してあります。

まず、項目の1ですが、現行の委員長と教育長を合わせた新「教育長」が新設されます。任期は3年となります。現在の教育長は、非常勤の特別職である教育委員としての身分と、常勤の一般職である教育長としての身分を併せ持っていますが、新「教育長」は常勤の特別職となり、教育委員ではなくなります。項目の2として、教育委員会に関して、委員長の職がなくなりますので、教育委員会会議の招集者は教育長となります。項目の3として、市長と教育委員会で構成される「総合教育会議」が新設されます。会議は、市長が招集し、学校等の施設整備を始めとする教育環境の整備や教育・学術・文化振興の重点施策、またいじめや災害時の緊急事態において協議・調整をする場となります。また、項目の4として、地域の実情に応じ、市の教育・学術・文化振興に関する総合的な施策の大綱を、市長が定めることとされました。具体的には、ただいま説明しました「総合教育会議」において協議することとなります。

5の経過措置として、基本的な法の施行は、平成27年4月1日で、「総合教育会議」や「大綱」の策定は4月以降、速やかに対応が必要となりますが、教育長については、現在の教育長の任期中は、現行の制度のまま在職することとされています。この間は、委員長も現行どおり選任する必要があります。

「教育委員会制度改革」の概要は以上のとおりです。なお、「教育委員会制度改革に関するQ&A」として資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、議案の説明に入ります。

まず、議案第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例制定について」ご説明いたします。

本議案は「教育委員会制度改革」に伴いまして、特に、新「教育長」の一般職から特別職へ身分が変更になることから、所要の改正をしようとするものであります。

条例案をご覧ください。全部で6条の構成となっております。第1条は、「銚子市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の廃止です。これは、後ほど、第6条とも関連しますが、新「教育長」の給与を、市長・副市長の給与を定めている「銚子市特別職の職員の給与に関する条例」に盛り込むため、現在教育長の給与を定めている本条

例を廃止しようとするものです。第2条は、「銚子市職員定数条例」の一部改正です。これは、教育長が一般職ではなくなることから、教育長の文言を削除しようとするものです。第3条は、「銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正です。これは、教育長の在職に関する経過措置が終了し、新「教育長」が就任する際、委員長の職がなくなるため、委員長の報酬の規定を削除しようとするものです。第4条は、「銚子市職員旅費支給条例」の一部改正です。現在、一般職としての教育長の旅費については、第1条で廃止する「銚子市教育委員会教育長の給与等に関する条例」において規定しておりますが、新「教育長」の旅費について、本条例の中で特別職として位置付けしようとするものです。第5条は、「銚子市特別職報酬等審議会条例」の一部改正です。市議会議員・市長・副市長の特別職については、報酬の額又は給料を改定する際に「銚子市特別職報酬等審議会」の意見を聞かなければならないこととされておりますが、新「教育長」も新たに特別職となるため、この対象に加えようとするものです。第6条は、「銚子市特別職の職員の給与に関する条例」の一部改正です。この条例は、市長・副市長の給与を定めているものですが、今回、特別職となる新「教育長」の給与の規定を本条例に加えようとするものです。なお、給料月額等の変更はありません。施行期日は平成27年4月1日ですが、経過措置として、現行制度の教育長が在職する間は現行制度のとおりとし、新たに任命された新「教育長」から新たな制度を適用することとしております。

続きまして、議案第4号「銚子市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について」ご説明いたします。

今回の「教育委員会制度改革」によって、新「教育長」が、常勤の特別職として位置付けられたことにより、勤務時間、休暇を含むその他の勤務条件、また職務に専念する義務の特例について条例で規定する必要があることから、新たに条例を制定しようとするものです。条例案をご覧ください。

第1条は条例の趣旨を規定しています。第2条で勤務時間その他の勤務条件について、第3条で職務に専念する義務の特例について、それぞれ定めておりますが、一般職である現在の教育長の勤務条件からその内容を変更するものではなく、原則として現在の勤務体系のまま特別職に移行しようとするものです。なお、施行期日は平成27年4月1日ですが、新たに任命された新「教育長」から適用することとしております。

以上で、議案第3号及び議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

会議途中ですが、はじめに会議時間を4時までとすると決定いたしました。延長することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

確認したいのですが、銚子市では現在の教育長の在職期間は、昨年4月になったので平成30年3月まで今のおりということでしょうか。

【教育長】

私の任期と同じですので、平成28年10月15日まで今の状態が続くということです。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第3号及び第4号の2議案について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第3号及び第4号は、原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして 日程第6 議案第5号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第5号「幼稚園設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新制度の利用にかかる幼稚園の保育料は、保護者の所得に応じた額が基本となります。国が定める基準を上限として、市町村が地域の状況に応じて定めることとなります。現在、銚子市使用料及び手数料条例で定めている公立幼稚園の保育料 月額6,300円を改定し、幼稚園設置条例において保育料の上限を1カ月につき6,750円とするものです。新制度では、これまで入園時に支払っていた入園料11,000円については徴収しないこととなります。そのため、今回の改正にあたり、保育料の上限につい

て、月額保育料に入園料を月割りで按分した額、つまり、11,000円を2年間、24カ月で割った額を加算して、1カ月の保育料の上限額6,750円を算定しています。今回、制度の開始にあたって、幼稚園設置条例で保育料の上限を定め、銚子市使用料及び手数料条例から幼稚園の保育料及び入園料の部分を削除しようとするものであります。また、保育料については、保護者の所得に応じた応能負担となるため、条例制定後は、銚子市立幼稚園園則の中で、段階別に保育料を定める予定です。これらの条例の改正につきましては、4月1日から施行の予定です。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

幼稚園の保育料の6,750円の根拠は分かったのですが、幼稚園に関してはこの月額6,750円ということで、保育所とは別ということですか。幼稚園児は全て6,750円ということでしょうか。

【学校教育課長】

市立幼稚園の上限額が6,750円で、保育所等につきましては、社会福祉施設ということで、社会福祉課で決定しています。

【委員長】

6,750円で全ての園児が決定ではないということですか。

【学校教育課長】

市立幼稚園の上限ですので、あとは応能負担ですので、保護者の経済的状況、多子等の状況において、これを上限に減額の額が設定されています。その額の決定につきましては、銚子市立幼稚園園則の中で、条例制定後、決定させていただきたいと思えます。

【鈴木委員】

新旧対照表の第3条第3項で、保育料は口座引落は一切できないのでしょうか。

【学校教育課長】

現在既に、幼稚園の保育料につきましては、今年度から口座引落で行っております。これにつきましてもその方向で考えています。

【鈴木委員】

断られた場合にこういう規定があるということですか。

【学校教育課長】

これは口座の引き落とし日を示すようになるかと思えます。

【鈴木委員】

口座引落を断られることは無いのですか。

【学校教育課長】

今年度の市立幼稚園の保育料につきましては、口座開設は、保護者全員に協力をお願いしました。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成27年1月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成27年2月20日

署名委員 大八木 鷹 次

署名委員 石 川 善 昭